

審査表（参考掲載）

No.	手続き 規定	立地規定 【市街化調整区域の場合のみ】	審査表 タイトル
①	法29条	－ (市街化区域・非線引き都市計画区域・都市計画区域外)	開発行為許可申請審査表
②	法29条	法34条1号	法34条1号（公益上必要な建築物） 開発行為許可申請審査表
③	法29条	法34条1号	法34条1号（日常生活に必要な物品等の販売店等） 開発行為許可申請審査表
④	法29条	法34条9号	法34条9号 開発行為許可申請審査表
⑤	法29条	法34条12号、条例3条1号	分家住宅 開発行為許可申請審査表
⑥	法29条	法34条12号、条例3条2号	既存宅地内建物（再開発型） 開発行為許可申請審査表
⑦	法29条	法34条12号、条例3条3号	敷地増（住宅） 開発行為許可申請審査表
⑧	法29条	法34条12号、条例3条4号	公共移転〔調整区域内建物〕（住宅） 開発行為許可申請審査表
⑨	法29条	法34条12号、条例3条4号	公共移転〔調整区域内建物〕（住宅以外） 開発行為許可申請審査表
⑩	法29条	法34条12号、条例3条5号	指定集落内建物（住宅） 開発行為許可申請審査表
⑪	法29条	法34条14号、 群馬県開発審査会提案基準4	指定集落内建物（住宅以外） 開発行為許可申請審査表
⑫	法42条	法34条12号、条例3条6号、条例4条	用途変更〔15年適法建物〕 建築許可申請審査表
⑬	法43条	政令36条1項3号ハ、条例3条2号、条例5条	既存宅地内建物（再開発型を除く） 建築許可申請審査表
⑭	法43条	政令36条1項3号ハ、条例3条6号、条例5条	用途変更〔15年適法建物〕 建築許可申請審査表
⑮	規則60条	省令60条、県規則23条1項	開発行為又は建築に関する証明書交付審査表

開 発 行 為 許 可 申 請 審 査 表

【 法 2 9 条 市街化区域 ・ 非線引き都市計画区域 ・ 都市計画区域外 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。

■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者氏名		申 請 地	
予定建築物の用途		用 途 地 域	
技術基準の適用		手 数 料	
自己居住用・自己業務用・その他		円	
農 転 調 整	有・無	4条・5条	代 理 人
		月 可	連 絡 先
		月 保 留	Tel
※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～33条の各規定の適否を審査する。			
※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。			
◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照			
番号	適 否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。3 欄は全ての用途記入。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】※ ¹	●台帳面積は地目別概要欄に（ ）で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加
5		└ 付表1※ ¹	
6		└ 付表2※ ¹	
7		└ 付表3※ ¹	
8		法32条同意書	
9		法32条協議書	
10		土地の地図（公図の写し）【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	▲許可時（権利者数及び面積共に）2/3以上の同意があればよい。 ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。（手引第3章18参照）
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
15		資金計画書【省令16条】※ ²	
16		└ 工事費の内訳明細書【県規則4条】※ ³	
17		└ 自己資金の残高証明書【県規則4条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。（資金計画書への記載〔自己申告〕で可）
18		└ 融資証明書【県規則4条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。（資金計画書への記載〔自己申告〕で可）
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則6条】※ ²	
20		└ 法人の場合：業務経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書（法人税及び事業税）※ ² 、暴力団員等非該当誓約書※ ⁷	▲業務経歴書は、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
21		└ 個人の場合：業務経歴書、住民票、前年度の納税証明書（所得税）※ ² 、暴力団員等非該当誓約書※ ⁷	▲同上
22		設計者の資格に関する申告書【省令17条】※ ⁴	
23		└ 資格証明書又は卒業証明書【県規則5条】※ ⁴	
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則6条】※ ²	
25		└ 法人の場合：事業経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書（法人税及び事業税）※ ²	▲事業経歴書は、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれば添付不要。建設業許可を受けない施工者の場合※ ⁶ は、前年度の納税証明書を添付する。
26		└ 個人の場合：事業経歴書、前年度の納税証明書（所得税）※ ²	▲同上
27		水利権者の同意書（関連他法令許可等一覧表）	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し（関連他法令許可等一覧表）	
29		現況写真（2方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照					
番号	適否	名 称【関係規定】		●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲・・・簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
30		開発区域位置図【省令17条】		●縮尺1/10,000以上	
31		開発区域区域図【省令17条】		●縮尺1/2,500以上	
32		現況図【省令16条】		●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。	
33		求積図	面積㎡	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※5	
34		土地利用計画図【省令16条】		●縮尺1/500又は1/1,000以上	
35		造成計画平面図【省令16条】		●縮尺1/500又は1/1,000以上	
36		造成計画縦横断面図【省令16条】		●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。	
37		排水施設計画平面図【省令16条】		●縮尺1/500以上	
38		└ 排水施設に関する計算書		●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※5	
39		└ 排水施設構造図		●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※5	
40		└ 流末水路縦断面図		●縮尺1/1,000以上 ▲同上※5	
41		└ 流末水路標準横断面図		●縮尺1/100以上 ▲同上※5	
42		給水施設・消防水利計画図【省令16条】※1		●縮尺1/500以上	
43		道路計画縦断面図		●縮尺1/500以上 ▲同上※5	
44		道路計画標準横断面図		●縮尺1/50以上 ▲同上※5	
45		がけの断面図【省令16条】		●縮尺1/50以上	
46		擁壁の断面図【省令16条】		●縮尺1/50以上	
47		└ 構造計算書		▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※5	
48		公共施設新旧対照図		●縮尺1/1,000以上	
49		樹木保存、表土の保全等の現況図		▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※5	
50		表土保全等の断面図		▲同上※5	
51		予定建築物の各階平面図			
52		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】		●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。(例：地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書)	
特 記 事 項	□ 現地調査：令和 年 月 日		処 理 欄	受	前・高・中・沼・太 土木事務所
				付	令和 年 月 日 第 号
				許	令和 年 月 日
				可	許可番号 第 ー 号

注意:市街化調整区域における開発許可申請は、他の審査表を使用。

※1:自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2:自己居住用、自己業務用で1ha未満場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※3:5ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※4:1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※5:簡略化した場合は、①許可条件として完了時まで当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

※6:工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る

※7:盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の居住のための開発行為又は自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要

法 34 条 1 号 (公益上必要な建築物) 開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法 29 条、法 34 条 1 号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。

■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。

申請者	住所			申請地	
	氏名				
予定建築物の用途				手数料	円
技術基準の適用	自己業務用				
農転調整	有・無	4条・5条	月可 月保留	代理人 連絡先	Tel

※都市計画法 30 条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法 31 条～34 条の各規定の適否を審査する。

※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県土木整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第 6 章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第 6 章 1 (2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成 28 年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令 16 条】	●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。3 欄は全ての用途記入。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令 16 条】※ ¹	●台帳面積は地目別概要欄に()で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入
5		㊦ 付表 1 ※ ¹	
6		㊦ 付表 2 ※ ¹	
7		㊦ 付表 3 ※ ¹	
8		法 32 条同意書	
9		法 32 条協議書	
10		土地の地図(公図の写し)【県規則 6 条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則 6 条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令 17 条】	▲許可時(権利者数及び面積共に)2/3 以上の同意があればよい。 ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。(手引第 3 章 18 参照)
13		㊦ 同意をした者の本人確認資料【県規則 5 条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		㊦ 開発区域内権利者一覧表【県規則 5 条】	▲筆数 10 以上は添付する。
15		資金計画書【省令 16 条】※ ²	
16		㊦ 工事費の内訳明細書【県規則 4 条】※ ³	
17		㊦ 自己資金の残高証明書【県規則 4 条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載[自己申告]で可)
18		㊦ 融資証明書【県規則 4 条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載[自己申告]で可)
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則 6 条】※ ²	
20		㊦ 法人の場合: 業務経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)※ ²	▲業務経歴書は、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
21		㊦ 個人の場合: 業務経歴書、住民票、前年度の納税証明書(所得税)※ ²	▲同上
22		設計者の資格に関する申告書【省令 17 条】※ ⁴	
23		㊦ 資格証明書又は卒業証明書【県規則 5 条】※ ⁴	
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則 6 条】※ ²	
25		㊦ 法人の場合: 事業経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)※ ²	▲事業経歴書は、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれば添付不要。建設業許可を受けない施工者の場合※ ⁶ は、前年度の納税証明書を添付する。
26		㊦ 個人の場合: 事業経歴書、前年度の納税証明書(所得税)※ ²	▲同上
27		水利権者の同意書(関連他法令許可等一覧表)	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し(関連他法令許可等一覧表)	
29		現況写真(2 方向以上)	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第 6 章 1 (2) 表 1『法第 34 条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成 28 年度以降)
30		事業計画書【(参考様式)】	●施設の用途、内容、規模、位置等の説明資料
31		予定建築物の各階平面図	●縮尺 1/100 程度
32		予定建築物の立面図	●2 方向以上 ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要

33		関係法令の許可書の写し	▲事業に必要な許可、免許、資格等は事業計画書に記載すれば添付不要	
◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照				
番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
34		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上	
35		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上	
36		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。	
37		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※5}	
38		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上	
39		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上	
40		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。	
41		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上	
42		└ 排水施設に関する計算書	●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}	
43		└ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}	
44		└ 流末水路縦断面図	●縮尺1/1,000以上 ▲同上 ^{※5}	
45		└ 流末水路標準横断面図	●縮尺1/100以上 ▲同上 ^{※5}	
46		給水施設・消防水利計画図【省令16条】 ^{※1}	●縮尺1/500以上	
47		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上	
48		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上	
49		└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※5}	
50		公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上	
51		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}	
52		表土保全等の断面図	▲同上 ^{※5}	
53		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。(例：地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書) ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	
◆別記(立地基準適否の審査)→法34条1号に適合することの審査事項				
※番号1～2のすべてに該当すること。(検引き：昭和・平成 年 月 日)				
番号	適否	審 査 事 項		
1		申請地の位置等は、次の(ア)・(イ)のすべてに該当すること。		
-(ア)		市街化調整区域内の既存集落の中、隣接地又は近接地であること。(ただし、市町村立小学校、市町村立中学校、市町村立義務教育学校、放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。)		
-(イ)		前面道路に10m以上接していること。(ただし、放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。)		
2		建築物の用途による基準は、次の(ア)～(イ)のいずれかに該当すること。		
-(ア)		【小学校、中学校、義務教育学校のうち、市町村立のもの】の場合、次のaに該当すること。		
a		通学区域を勘案し、適切な位置にあること。		
-(イ)		【診療所、助産所】の場合、次のa・bのすべてに該当すること。		
a		(入院施設) 県の医療施策の観点から支障がなく、国の設置運営基準に適合すること。		
b		(併用住宅) 診療所・助産所の部分が過半であり、同一棟であること。		
-(ウ)		【老人居宅介護等事業施設、老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業施設、複合型サービス福祉事業施設】の場合、次のaに該当すること。		
a		県(地域密着型施設については市町村)の福祉施策の観点から支障がなく、国の設置運営基準に適合すること。		
-(エ)		【保育所、認定こども園】の場合、次のaに該当すること。		
a		当該市町村の保育計画に適合し、国の設置運営基準に適合すること。		
-(オ)		【放課後児童クラブ、児童館】の場合、次のa・bのすべてに該当すること。		
a		(放課後児童クラブ) 対象小学校から適切な位置にあること。		
b		当該市町村の整備計画に適合していること。		
特記事項		□ 現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄	付 受 前・太 土木事務所 令和 年 月 日 第 号 可 許 令和 年 月 日 許可番号 第 号

※1：自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2：自己居住用、自己業務用で1ha未満場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※3：5ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※4：1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※5：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。

③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

※6：工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る

法34条1号(日常生活に必要な物品等の販売店等)開発行為許可申請審査表

【市街化調整区域内、法29条、法34条1号】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。					
申請者		住所		申請地	
		氏名			
予定建築物の用途					
技術基準の適用			自己業務用		
農転調整		有・無	4条・5条	手数料	円
			月可 月保留	代理人 連絡先	TEL
※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。					
◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照					
番号	適否	名称【関係規定】		●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
1		開発行為許可申請書【省令16条】		●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。3欄は全ての用途記入。	
2		委任状		●代理者の資格、登録番号記載。	
3		申請理由書		●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。	
4		設計説明書【省令16条】※1		●台帳面積は地目別概要欄に()で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入	
5		└ 付表1※1			
6		└ 付表2※1			
7		└ 付表3※1			
8		法32条同意書			
9		法32条協議書			
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】		●土地の登記事項証明書と整合するもの。	
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】		●申請時に権利効力のあるもの。	
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】		▲許可時(権利者数及び面積共に)2/3以上の同意があればよい。 ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。(手引第3章18参照)	
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】		●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。	
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】		▲筆数10以上は添付する。	
15		水利権者の同意書(関連他法令許可等一覧表)		▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。	
16		他法令許可書等の写し(関連他法令許可等一覧表)			
17		現況写真(2方向以上)		▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。	
◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇄ 立地基準適否の審査は別記による					
番号	適否	名称【関係規定】		●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
18		店舗等分布現況図		●縮尺1/2,500の地図に記入	
19		予定建築物の各階平面図		●縮尺1/100程度	
20		予定建築物の立面図		●2方向以上 ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要	
21		営業計画書【(参考様式)】		●営業概要、資格証明、資金、取引計画	
22		関係法令の許可書の写し		▲営業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金、取引計画に係る証明等は営業計画書に記載すれば添付不要	
◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照					
番号	適否	名称【関係規定】		●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
23		開発区域位置図【省令17条】		●縮尺1/10,000以上	
24		開発区域区域図【省令17条】		●縮尺1/2,500以上	
25		現況図【省令16条】		●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。	
26		求積図	面積	m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※2
27		土地利用計画図【省令16条】		●縮尺1/500又は1/1,000以上	

28		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
29		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
30		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
31		└ 排水施設に関する計算書	●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※2
32		└ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※2
33		└ 流末水路縦断面図	●縮尺1/1,000以上 ▲同上※2
34		└ 流末水路標準横断面図	●縮尺1/100以上 ▲同上※2
35		給水施設・消防水利計画図【省令16条】※1	●縮尺1/500以上
36		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
37		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
38		└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※2
39		公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上
40		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※2
41		表土保全等の断面図	▲同上※2
42		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。(例：地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書) ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要

◆別記(立地基準適否の審査)→法34条1号に適合することの審査事項

※番号1～3のすべてに該当すること。(練引き：昭和・平成 年 月 日)

番号	適否	審査事項
1		申請地の位置等は、次の(ア)～(イ)のすべてに該当すること。
- (ア)		市街化調整区域内の既存集落の中、隣接地又は近接地であること。
- (イ)		周辺の世帯数と同業種店舗等を勘案して適切な位置であること。(次のa・bのすべてに該当すること。)
a		別表(手引第4章1「別表」)の業種に応じて、支持世帯数がおおむね、同表の世帯数以上であること。
b		支持世帯数とは、申請地を中心とした半径500mの円内(円A)に存する世帯数を基本とし、近隣に同業種がある場合は、同様の円を描き、重なる部分の世帯数は重なる円の数で除した世帯とする。また、円A内に必要世帯数のおおむね半数以上があり、その端の世帯から円A外(同業種の円内を含まず)におおむね50m間隔で連たんする世帯数は加算できるものとする。(なお、市街化区域内の世帯数は含められないものとする。)
- (ウ)		当該開発区域に接する前面道路は、袋路状でないこと。
- (エ)		当該開発区域は(ウ)の前面道路に10m以上接していること。
2		建築物の規模等の基準は、次の(ア)～(イ)のすべてに該当すること。
- (ア)		開発区域の面積は、次のa・bのいずれかに該当すること。(ただし、駐車場確保、土地形状等により特に必要と認められる場合は、この限りでない。)なお、開発区域のとりえ方として、建築物と不可分一体に使用される駐車場、資材置場、その他の空地も含まれるものとする。
a		(一般飲食店、自動車一般整備業、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド) … 1,000㎡以下
b		(その他) … 500㎡以下
- (イ)		店舗等の業種と延べ面積等は、次のa・bのすべてに該当すること。
a		【店舗等の業種】 … 原則として別表(手引第4章1「別表」)に該当すること。
b		【延べ面積等】 … おおむね150㎡以下で原則として平屋建とする。その一部に管理部分を設ける場合は30㎡以下とする。なお、店舗又は作業場の最小面積は、療術業・接骨院、理容業及び美容業では30㎡以上、その他の店舗は50㎡以上とする。
- (ウ)		店舗等に住宅は併設できないものとする。(ただし、他の許可基準に適合し、住宅を建築できる要件を備えている者は、この限りでない。)
3		他法令の許可等を要する業種については、その規定に適合していること。
特記事項	□ 現地調査：令和 年 月 日	処 受 前・太 土木事務所 付 令和 年 月 日 第 号 許 令和 年 月 日 可 許可番号 第 号

※1：自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

法 34 条 9 号 開 発 行 為 許 可 申 請 審 査 表

【 市街化調整区域内、法 2 9 条、法 3 4 条 9 号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。

■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。

申 請 者	住 所			申 請 地	
予 定 建 築 物 の 用 途					
技 術 基 準 の 適 用	自己業務用		手 数 料	円	
農 転 調 整	有・無	4 条・5 条	月 可 月 保留	代 理 人 連 絡 先	Tel

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県土木整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適 否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。3 欄は全ての用途記入
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】※1	●台帳面積は地目別概要欄に()で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入
5		└ 付表1※1	
6		└ 付表2※1	
7		└ 付表3※1	
8		法32条同意書	
9		法32条協議書	
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	▲許可時(権利者数及び面積共に)2/3以上の同意があればよい。 ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。(手引第3章18参照)
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
15		資金計画書【省令16条】※2	
16		└ 工事費の内訳明細書【県規則4条】※3	
17		└ 自己資金の残高証明書【県規則4条】※3	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)
18		└ 融資証明書【県規則4条】※3	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則6条】※2	
20		└ 法人の場合：業務経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)※2、暴力団員等非該当誓約書※7	▲業務経歴書は、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
21		└ 個人の場合：業務経歴書、住民票、前年度の納税証明書(所得税)※2、暴力団員等非該当誓約書※7	▲同上
22		設計者の資格に関する申告書【省令17条】※4	
23		└ 資格証明書又は卒業証明書【県規則5条】※4	
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則6条】※2	
25		└ 法人の場合：事業経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)※2	▲事業経歴書は、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれば添付不要。 建設業許可を受けない施工者の場合※6は、前年度の納税証明書を添付する。
26		└ 個人の場合：事業経歴書、前年度の納税証明書(所得税)※2	▲同上
27		水利権者の同意書(関連他法令許可等一覧表)	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し(関連他法令許可等一覧表)	
29		現況写真(2方向以上)	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適 否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
30		事業計画書【(参考様式)】	●事業概要、資金計画、取引計画 ▲事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金、取引計画に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要
31		資格証明	●関係法令の許可
32		予定建築物の各階平面図	●縮尺1/100程度。別途油水分離槽の構造図を添付。
33		予定建築物の立面図	●2方向以上 ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
34		交通量調査	

◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]』を参照

番号	適 否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
35		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上
36		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上

37		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
38		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※5
39		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
40		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
41		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
42		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
43		└排水施設に関する計算書	●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※5
44		└排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※5
45		└流末水路縦断面図	●縮尺1/1,000以上 ▲同上※5
46		└流末水路標準横断面図	●縮尺1/100以上 ▲同上※5
47		給水施設・消防水利計画図【省令16条】※1	●縮尺1/500以上
48		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
49		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
50		└構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※5
51		公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上
52		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※5
53		表土保全等の断面図	▲同上※5
54		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。(例：地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書)
◆所記(立地基準適合の審査)→法34条9号に適合することの審査事項			
※番号1～3のすべてに該当すること。(横引き:昭和・平成 年 月 日)			
番号	連 否	審 査 事 項	
1		申請地の位置は、次の(ア)・(イ)のすべてに該当すること。	
- (ア)		高速自動車国道、一般国道、県、市町村道等のうち道路幅員が7m以上かつ通過交通量が5,000台/12時間以上の道路の沿線であること。	
- (イ)		現在及び将来の土地利用上支障のない区域であること。	
2		各施設の基準は、次の(ア)～(イ)のいずれかに該当すること。	
- (ア)		【道路管理施設】の場合、次のa・bのすべてに該当すること。	
a		道路管理者が自ら設置する施設であること。	
b		当該道路の維持、修繕その他の管理を行うための施設であること。	
- (イ)		【休憩所】の場合、次のa～fのすべてに該当すること。	
a		開発区域の面積は1,000㎡以上3,000㎡以下とする。(ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。)	
b		運転者等が駐車して休息できる駐車場が十分あること。	
c		運転者等が24時間利用できる便所が設置されていること。	
d		主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする店舗(いわゆるコンビニエンスストア)で、長時間営業(14時間以上)を行うものであること。	
e		開発区域は1～(ア)に接する道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用出入口を2箇所設けること。(ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。)	
f		建築物は、平屋建て床面積200㎡以下とする。 なお、別棟の倉庫、便所その他これらに類する附属建築物で合計床面積10㎡以内のものは上記「床面積200㎡」に含めない。	
- (イ)		【給油所等(ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド等)】の場合、次のa～eのすべてに該当すること。	
a		開発区域の面積は1,000㎡以上とすること。	
b		開発区域は1～(ア)に接する道路に30m以上接し、一般の交通に支障とならない位置に有効幅員5m以上の車両用出入口を2箇所設けること。(ただし、道路管理者との協議により、車両用出入口を2箇所設けることができない場合で、有効幅員6m以上の車両用出入口を1箇所設けた場合はこの限りでない。)	
c		建築物は平屋建とする。	
d		事業所設置について認可の見込みがあるもの。	
e		自動車等の軽易な修理工場を併設する場合においては、当該部分の床面積を75㎡以下とすること。	
3		当該施設に管理住宅は含まないものとする。	
特記事項	☐ 現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄	受 付 許 可 前・太 土木事務所 令和 年 月 日 第 号 令和 年 月 日 許可番号 第 ー 号

※1：自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
※2：自己居住用、自己業務用で1ha未満場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
※3：5ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
※4：1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)
※5：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。
※6：工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る
※7：盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要

分家住宅開発行為許可申請審査表

【市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条1号】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者	住所 氏名		申請地	
予定建築物の用途	専用住宅 ※属人性の強い許可		勤務地	
技術基準の適用	自己居住用		手数料	8,600円
農転調整	有・無	4条・5条	月可 月保留	代理人 連絡先 TEL

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。
※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。 ●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入
4		土地の地図（公図の写し）【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
5		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
6		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	●属人性の強い許可であり、100%同意を原則とする。
7		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
8		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
9		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
10		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表	
11		現況写真（2方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
12		分家住宅の許可申請に係る説明書及び念書【県条例規則7条2号】	●予定建設費（ , 万円）
13		└ 申請者の本人確認資料	
14		└ 申請者の住民票の謄本	
15		└ 婚約を契機に申請する場合	媒酌人等の婚約証明書
16			媒酌人等の本人確認資料
17			婚約者の戸籍抄本
18		└ 自己資金の残高証明書写し	●合計残高（ , 万円）
19		└ 住宅新築に係る融資証明書写し、借入申込書写し	●融 資 額（ , 万円）
20		└ 直近の所得証明書又は給与所得の源泉徴収票写し	●所得による借入限度額（ , 万円）
21		申請者及び土地提供者の戸籍謄本【県条例3条1号】	
22		申請者及びその配偶者等の無資産証明書【県条例規則7条2号】	
23		土地提供者の名寄せ【県条例規則7条1号】	
24		予定建築物の各階平面図	

◆手引第6章1(2)表2『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
25		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上
26		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上
27		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
28		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※1
29		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
30		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
31		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。

32	排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
33	└ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※1
34	がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
35	擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
36	└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※1
37	その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。 ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要
◆別記(立地基準適合の審査)→法34条12号(条例3条1号)に適合することの審査事項		
※番号1～7のすべてに該当すること。(線引き：昭和・平成 年 月 日)		
番号	適否	審査事項
1		申請地には令第29条の9各号に掲げる区域が含まれていないこと。(令第29条の9第6号(水防法に基づく浸水想定区域)については、知事が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく指定区域)を含めることができる。)
2		申請者が自ら居住する専用住宅であること。
3		申請地を線引き前から引き続いて所有する者の状況(相続等による継承者を含む) 線引き前の申請地所有者氏名()、申請者との続柄() 現在の申請地所有者氏名()、申請者との続柄()
4		申請者と申請地を線引き前から引き続いて所有する者(相続等による承継者を含む)の関係 次の1・2のいずれかに該当すること。
-1		線引き前土地所有者と三親等以内の直系血族、かつ、現在の土地所有者と三親等以内の血族の関係。
-2		線引き前土地所有者と三親等以内の直系血族の関係で、かつ、現在、申請者が申請地を所有している。
5		申請地の位置は、次の1・2いずれかに該当すること。
-1		既存集落の建築物の敷地から、おおむね100m以内
-2		既存集落に準ずる集落の建築物の敷地から、おおむね50m以内の土地で、その土地の外周のおおむね1/4以上が農地ではない土地(当該土地の外周から10m以上の幅の場合に限る)に接する土地(当該土地が道路、水路等の公共物に接する場合は公共物を挟み向かい合う土地)。
6		申請地の面積は、原則として150㎡以上500㎡以下であること。
7		その他の事項として、次の1・2のすべてに該当すること。
-1		土地所有者は、居住の用に供する専用住宅の建築が可能な土地を所有していないこと。
-2		申請者は、次のア～イのすべてに該当すること。
ア		自己の居住の用に供する土地又は建築物を所有していないこと。(配偶者、同居者含む)。
イ		結婚その他独立して世帯を構成する事情を有すること。
		その他独立して世帯を構成する事情とは、独身者の場合で次の(ア)～(イ)いずれかに該当すること。
(ア)		扶養すべき同居者(直系血族三親等以内の者)がいること。
(イ)		現在婚約しており、近い将来結婚を予定していること。
(イ)		年齢がおおむね30歳以上であり、独立して世帯を構成する合理的事情があること。
ウ		申請地から通勤可能であること。
エ		適切な資金計画を有していること。
特記事項	☐ 現地調査：令和 年 月 日 処 受 前・太 土木事務所 理 付 令和 年 月 日 第 号 欄 許 令和 年 月 日 可 許可番号 第 号	

※1：簡略化した場合は、①許可条件として完了時まで当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

既存宅地内建物（再開発型）開発行為許可申請審査表

【市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条2号】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。				
申請者氏名		申請地		
予定建築物の用途		手数料		円
技術基準の適用		代理人		
農転調整	有・無	4条・5条	連絡先	TEL
※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。				
◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照				
番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）	
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。	
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。	
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載	
4		設計説明書【省令16条】※1	●台帳面積は地目別概要欄に（ ）で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入	
5		└ 付表1※1		
6		└ 付表2※1		
7		└ 付表3※1		
8		法32条同意書		
9		法32条協議書		
10		土地の地図（公図の写し）【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。	
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。	
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	▲許可時2/3以上の同意があればよい。ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。（手引第3章18参照）	
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。	
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。	
15		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。	
16		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表		
17		現況写真（2方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。	
◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ 立地基準適否の審査は別記による				
番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）	
18		線引き前から宅地である旨の証明	●「土地登記簿」や「課税証明」等	
19		連たん状況図	●連たん状況が明らかに適合している場合、カウント表示は任意（縮尺1/2,500以上）	
20		予定建築物の各階平面図	●既存がある場合、既存建築物も含む	
21		予定建築物の立面図	●既存がある場合、既存建築物も含む ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要	
◆手引第6章1(2)表2『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照				
番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）	
22		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上	
23		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上	
24		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。	
25		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※2	
26		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上	
27		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上	
28		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。	
29		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上	

30		排水施設に関する計算書	●面積 0.1ha 未満計算不要、0.1ha 以上 0.5ha 未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※2		
31		排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※2		
32		給水施設・消防水利計画図【省令 16 条】※1	●縮尺 1/500 以上		
33		道路計画縦断面図	●縮尺 1/50 以上 ▲同上※2		
34		道路計画標準横断面図	●縮尺 1/50 以上 ▲同上※2		
35		がけの断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上		
36		擁壁の断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上		
37		構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※2		
38		公共施設新旧対照図	●縮尺 1/1,000 以上		
39		その他、知事が必要と認める図書【県規則 6 条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則 6 条】	●上記図書以外で、法 33 条、34 条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。 ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の居住のための開発行為又は自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が 1ha 未満の場合は添付不要		
◆別記(立地基準適合の審査)→法 34 条 12 号(条例 3 条 2 号)に適合することの審査事項					
※番号 1~7 のすべてに該当すること。(線引き: 昭和・平成 年 月 日)					
番号	適否	審査事項			
1		申請地には令第 29 条の 9 各号に掲げる区域が含まれていないこと。(令第 29 条の 9 第 6 号(水防法に基づく浸水想定区域)については、知事が指定する区域(県規則第 8 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づく指定区域)を含めることができる)			
2		申請地は、次の 1~4 のいずれかに該当すること。			
-1		線引きの際に宅地として土地登記簿に登録されている土地で線引きの日以降も引き続き宅地として土地登記簿に登録されているもの			
-2		線引きの際市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されている土地で線引きの日以降も引き続き市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されているもの			
-3		上記要件(1-1 又は 1-2)のほか、線引きの際及び線引きの日以降宅地であったと知事が認める土地			
-4		土地改良法に基づく土地改良事業による換地処分が行われた土地で、その換地前の土地が上記要件(1-1、1-2 又は 1-3)のいずれかに該当するもの			
3		申請地の位置は、既存集落(おおむね 50 以上の建築物が、当該建築物の存する敷地相互の間隔がおおむね 50m 以内で連たんする地域)に存する建築物の敷地からおおむね 50m 以内であること。			
4		予定建築物(既存がある場合、既存建築物を含む)は建築基準法別表第二(ろ)に掲げる建築物であること。(第二種低層住居専用地域内に建築可能であること)			
5		予定建築物(既存がある場合、既存建築物を含む)の規模は、次の 1・2 のすべてに該当すること。			
-1		原則として 100% 以下であること。(容積率 . %)			
-2		原則として 10m 以下であること。(高さ . m)			
6		敷地面積最低限度は、原則として 150 m ² とする。(一区画あたりの有効宅地面積は 150 m ² 以上であること)			
7		公共施設等の施設基準について、次の 1・2 のすべてに該当すること。			
-1		開発区域内新設道路は、幅員 6m(小区間で車両の通行上支障のない場合は 5m)以上で、かつ、袋路状でないこと。(ただし、以下の場合等で避難上及び車両の通行上支障がない場合はこの限りでない。)			
		ア 当該道路の延長若しくは当該道路とほかの既存道路との接続が予定されている場合 イ 転回広場又は避難通路が設けられている場合 ウ 3,000 m²未満の開発行為において幅員が 6m 以上の道路で当該道路の長さに応じて転回広場が設けられている場合			
-2		排水施設は、原則として次の 1・2 のすべてに該当すること。			
7		排水が地下に浸透するおそれのない構造であること。			
1		排水の適切な放流先があること。			
特記事項		□ 現地調査 : 令和 年 月 日	処	受	前・太 土木事務所
			理	付	令和 年 月 日 第 号
				許	令和 年 月 日
			欄	可	許可番号 第 号

※1: 自己居住用の場合は、添付不要。(手引第 6 章 1 (2) 参照)

※2: 簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や標準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。（この審査表は『敷地増（住宅）』において自己居住用に限ったものである。）

■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。
※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』（以下「手引」と称す）の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

番号	適 否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成 28 年度以降）
15		開発区域位置図【省令 17 条】	●縮尺 1/10,000 以上
16		開発区域区域図【省令 17 条】	●縮尺 1/2,500 以上
17		現況図【省令 16 条】	●縮尺 1/1,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。
18		求積図 面積 m^2	●縮尺 1/500 以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※1
19		土地利用計画図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
20		造成計画平面図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
21		造成計画縦横断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 以上 ▲高低差 1m 以上の部分のみ添付すれば可。
22		排水施設計画平面図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 以上
23		└ 排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※1
24		がけの断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上
25		擁壁の断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上
26		└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※1
27		その他、知事が必要と認める図書【県規則 6 条】	●上記図書以外で、法 33 条、34 条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。
		申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則 6 条】	●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要

特記事項	☐ 現地調査：令和 年 月 日	処理欄	付受	前・太 土木事務所
				令和 年 月 日 第 号
			可許	令和 年 月 日
				許可番号 第 号

20250526 版

公共移転〔調整区域内建物〕(住宅)開発行為許可申請審査表

【市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条4号】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。(この審査表は『公共移転〔調整区域内建物〕』において自己居住用に限ったものである。)

■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。

申請者	住所氏名	申請地
予定建築物の用途	専用住宅 ※属人性の強い許可	公共事業名
技術基準の適用	自己居住用	手数料 8,600円
農転調整	有・無	4条・5条
		月可 月保留
		代理人 連絡先 TEL

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。

※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県土木整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。 ●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加
4		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
5		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
6		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	●属人性の強い許可であり、100%同意を原則とする。
7		㊦ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
8		㊦ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
9		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
10		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
11		現況写真(2方向以上)	

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
12		公共事業に係る契約書の写し	
13		既存敷地面積求積図 面積 m ²	
14		買収地丈量図 面積 m ²	
15		予定建築物の各階平面図	
16		予定建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
17		既存建築物の各階平面図	
18		既存建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要

◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
19		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無い集落は除く)を明示。
20		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上。大規模指定既存集落(県規則第19条を適用する場合には『◆別記(立地基準適否の審査)』において、1-2又は1-3に該当することを確認できる事項を含む)を明示。
21		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
22		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※1}
23		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
24		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
25		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
26		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
27		㊦ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※1}
28		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
29		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上

30		ㄥ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。※1		
31		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。 ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要		
◆別記(立地基準適合の審査)→法34条12号(条例3条4号)に適合することの審査事項					
※番号1～5のすべてに該当すること。(繰引き:昭和・平成 年 月 日)					
番号	連 否	審 査 事 項			
1		申請者は、公共事業により建築物の敷地が買収されたことにより移転等が必要な者であること。			
2		予定建築物は、移転等の前と同一の用途であること。			
3		申請地の面積は、500㎡以下であること。(ただし、既存敷地が500㎡を超えている場合は既存敷地と等面積までとする。)			
4		申請地は、土地所有者、申請者、公共事業施行者の三者契約した土地であること。(ただし、申請者が公共事業が公表される前から所有する土地に移転する場合はこの限りでない。)			
5		申請は、移転等の承諾をした日からおおむね1年以内であること。			
特記事項	☐ 現地調査: 令和 年 月 日	処 理 欄	寸 受 可 許	前・太 土木事務所	
				令和 年 月 日 第 号	
				令和 年 月 日	
				許可番号 第 号	

※1: 簡略化した場合は、①許可条件として完了時まで当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。
③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

公共移転〔調整区域内建物〕(住宅以外) 開発行為許可申請審査表

【市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条4号】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。(この審査表は『公共移転〔調整区域内建物〕』において自己居住用以外に限ったものである。)

■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。

申請者	住所 氏名	申請地
予定建築物の用途	公共事業名	
技術基準の適用	自己業務用・非自己用	手数料 円
農転調整	有・無	4条・5条
		月可 月保留
		代理人 連絡先 TEL

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書を群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。3 欄は全ての用途記入。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】※ ¹	●台帳面積は地目別概要欄に()で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入
5		└ 付表1※ ¹	
6		└ 付表2※ ¹	
7		└ 付表3※ ¹	
8		法32条同意書	
9		法32条協議書	
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	●100%同意を原則とする。
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
15		資金計画書【省令16条】※ ²	
16		└ 工事費の内訳明細書【県規則4条】※ ³	
17		└ 自己資金の残高証明書【県規則4条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)
18		└ 融資証明書【県規則4条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則6条】※ ²	
20		└ 法人の場合:業務経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)※ ⁴ 、暴力団員等非該当誓約書※ ⁷	▲業務経歴書は、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
21		└ 個人の場合:業務経歴書、住民票、前年度の納税証明書(所得税)※ ² 、暴力団員等非該当誓約書※ ⁷	▲同上
22		設計者の資格に関する申告書【省令17条】※ ⁴	
23		└ 資格証明書又は卒業証明書【県規則5条】※ ⁴	
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則6条】※ ²	
25		└ 法人の場合:事業経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)※ ²	▲事業経歴書は、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれば添付不要。建設業許可を受けない施工者の場合※ ⁶ は、前年度の納税証明書を添付する。
26		└ 個人の場合:事業経歴書、前年度の納税証明書(所得税)※ ²	▲同上
27		水利権者の同意書(関連他法令許可等一覧表)	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し(関連他法令許可等一覧表)	
29		現況写真(2方向以上)	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇔ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
30		公共事業に係る契約書の写し	
31		既存敷地面積求積図 面積 m ²	
32		買収地丈量図 面積 m ²	
33		予定建築物の各階平面図	

34		予定建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
35		既存建築物の各階平面図	
36		既存建築物の立面図	
◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照			
番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)
37		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上
38		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上
39		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
40		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※5}
41		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
42		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
43		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
44		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
45		└ 排水施設に関する計算書	●面積0.1ha未満計算不要、0.1ha以上0.5ha未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
46		└ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
47		└ 流末水路縦断面図	●縮尺1/1,000以上 ▲同上 ^{※5}
48		└ 流末水路標準横断面図	●縮尺1/100以上 ▲同上 ^{※5}
49		給水施設・消防水利計画図【省令16条】 ^{※1}	●縮尺1/500以上
50		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
51		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
52		└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※5}
53		公共施設新旧対照図	●縮尺1/1,000以上
54		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
55		表土保全等の断面図	▲同上 ^{※5}
56		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書)
◆別記(立地基準適否の審査)→法34条12号(条例3条4号)に適合することの審査事項			
※番号1～5のすべてに該当すること。(線引き:昭和・平成 年 月 日)			
番号	適否	審 査 事 項	
1		申請者は、公共事業により建築物の敷地が買収されたことにより移転等が必要な者であること。	
2		予定建築物は、移転等の前と同一の用途であること。	
3		申請地の面積は、次の(ア)～(イ)のいずれかに該当すること。	
- (ア)		買収面積の2倍(土地利用上必要と認められる場合は3倍)以内(買収後の残地に隣地を加えて拡張する場合は残地に買収面積の2倍(土地利用上必要と認められる場合は3倍)以内を加えた面積)	
- (イ)		既存面積の1.5倍以内であること。	
- (イ)		500m以下であること。	
4		申請地は、土地所有者、申請者、公共事業施行者の三者契約した土地であること。(ただし、申請者が公共事業が公表される前から所有する土地に移転する場合はこの限りでない。)	
5		申請は、移転等の承諾をした日からおおむね1年以内であること。	
特 記 事 項	☐ 現地調査	令和 年 月 日	処 理 欄
			受 付
			許 可
		前・太 土木事務所	
		令和 年 月 日 第 号	
		令和 年 月 日	
		許可番号 第 号	

※1:自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2:自己居住用、自己業務用で1ha未満場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※3:5ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※4:1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※5:簡略化した場合は、①許可条件として完了時まで当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

※6:工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る

※7:盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要

指定集落内建物（住宅）開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条5号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者	住所 氏名		申請地	
予定建築物の用途	専用住宅 ※属人性の強い許可		当該中学校	中学校
技術基準の適用	自己居住用		手数料	8,600円
農転調整	有・無	4条・5条	月可 月保留	代理人 連絡先 TEL

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。
※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。 ●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入
4		土地の地図（公図の写し）【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
5		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
6		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	●属人性の強い許可であり、100%同意を原則とする。
7		㊦ 同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
8		㊦ 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
9		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
10		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
11		現況写真（2方向以上）	

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
12		指定集落内建物（住宅）許可申請に係る説明書【（参考様式）】	▲様式の作成を通じ、申請者が許可基準の適否を確認する。
13		㊦【本人居住の場合】 住民票又は戸籍附票謄本	●当該中学校区に通算して10年以上居住したことがある者の場合。
14		㊦【本人勤務の場合】 勤務先の法人登記簿謄本等	●当該中学校区に通算して10年以上勤務したことがある者の場合。
15		㊦ 在職証明書（勤務先の代表者による証明）	
16		㊦【本人以外居住の場合】 住民票、申請者又は本家世帯主の戸籍附票謄本	●当該中学校区に線引き前から居住している世帯である者の3親等以内である者。
17		申請者の無資産証明書【県条例規則20条1号】	●市町村長による証明。（現住所及び申請地において）自己居住用の土地・建物を所有していないこと。
18		予定建築物の各階平面図	
19		予定建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要

◆手引第6章1(2)表2『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
20		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上。大規模指定既存集落（申請に直接関わりの無い集落は除く）を明示。
21		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上。大規模指定既存集落（県規則第19条を適用する場合には『◆別記（立地基準適否の審査）』において、1-2又は1-3に該当することを確認できる事項を含む）を明示。
22		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
23		求積図 面積 m ²	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※1
24		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
25		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
26		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。

27		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上		
28		└ 排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※1}		
29		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上		
30		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上		
31		└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※1}		
32		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。 ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要		
◆別記(立地基準適合の審査)→法34条12号(条例3条5号)に適合することの審査事項					
※番号1～6のすべてに該当すること。(線引き：昭和・平成 年 月 日)					
番号	適否	審査事項			
1		申請地には令第29条の9各号に掲げる区域が含まれていないこと。(令第29条の9第6号(水防法に基づく浸水想定区域)については、知事が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく指定区域)を含めることができる。)			
2		申地は、次の1～3のいずれかに該当すること。			
-1		大規模指定既存集落内			
-2		【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を含む半径100mの円の区域内におおむね30以上の建築物の敷地が存する区域			
-3		【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を含む短辺100m、長辺300mの矩形の区域内におおむね30以上の建築物の敷地が存する区域			
3		申請者は、次の1・2のいずれかに該当すること。			
-1		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住した期間及び通勤した期間が通算10年以上ある者			
-2		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き前から居住している世帯である者の3親等以内である者。			
4		予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅であること。			
5		申請地の面積は、原則として150㎡以上500㎡以下であること。			
6		次の1・2のすべてに該当すること。			
-1		申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有していないこと。			
-2		申請地から通勤可能であること。			
特記事項	□ 現地調査：令和 年 月 日		処理欄	受付	前・太 土木事務所
				付	令和 年 月 日 第 号
				許可	令和 年 月 日
				可	許可番号 第 号

※1：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

指定集落内建物(住宅以外)開発行為許可申請審査表

【市街化調整区域内、法29条、法34条14号、群馬県開発審査会提案基準4】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。					
申請者	住所 氏名			申請地	
予定建築物の用途	※属人性の強い許可			当該中学校	中学校
技術基準の適用	自己業務用			手数料	円
農転調整	有・無	4条・5条	月可 月保留	代理人 連絡先	TEL
※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。					
◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照					
番号	適否	名 称【関係規定】		●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
1		開発行為許可申請書【省令16条】		●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入(小数点以下切捨て)。	
2		委任状		●代理者の資格、登録番号記載。	
3		申請理由書		●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。	
4		設計説明書【省令16条】※1		●台帳面積は地目別概要欄に()で記入 ●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入	
5		㊦付表1※1			
6		㊦付表2※1			
7		㊦付表3※1			
8		法32条同意書			
9		法32条協議書			
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】		●土地の登記事項証明書と整合するもの。	
11		土地の登記事項証明書【県規則6条】		●申請時に権利効力のあるもの。	
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】		●属人性の強い許可であり、100%同意を原則とする。	
13		㊦同意をした者の本人確認資料【県規則5条】		●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。	
14		㊦開発区域内権利者一覧表【県規則5条】		▲筆数10以上は添付する。	
15		水利権者の同意書		▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。	
16		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表			
17		現況写真(2方向以上)		▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。	
◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による					
番号	適否	名 称【関係規定】		●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
18		指定集落内建物(住宅)許可申請に係る説明書【(参考様式)】		▲様式の作成を通じ、申請者が許可基準の適否を確認する。	
19		㊦【本人居住の場合】住民票又は戸籍附票謄本		●当該中学校区に通算して10年以上居住したことがある者の場合。	
20		㊦【本人勤務の場合】勤務先の法人登記簿謄本等		●当該中学校区に通算して10年以上勤務したことがある者の場合。	
21		在職証明書(勤務先の代表者による証明)			
22		㊦【本人以外居住の場合】住民票、申請者又は本家世帯主の戸籍附票謄本		●当該中学校区に線引き前から居住している世帯である者の3親等以内である者。	
23		予定建築物の各階平面図		●想定浸水深、居室床高さ(想定浸水深以上の高さであることを明示)。	
24		予定建築物の立面図		●想定浸水深、居室床高さ(想定浸水深以上の高さであることを明示)。	
◆手引第6章1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す。)]を参照					
番号	適否	名 称【関係規定】		●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)	
25		開発区域位置図【省令17条】		●縮尺1/10,000以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無い集落は除く)を明示。	
26		開発区域区域図【省令17条】		●縮尺1/2,500以上。大規模指定既存集落(当該指定集落の辺縁部による場合には『◆別記(立地基準適否の審査)』において、1-2又は1-3に該当することを確認できる事項を含む)を明示。	
27		現況図【省令16条】		●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。	

28	求積図	面積	m ²	●縮尺 1/500 以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※2}	
29	土地利用計画図【省令 16 条】			●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上 ●ベンチマークの位置と高さ、想定浸水深、居室床高さ（想定浸水深以上の高さであること）を明示。	
30	造成計画平面図【省令 16 条】			●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上	
31	造成計画縦横断面図【省令 16 条】			●縮尺 1/500 以上 ▲高低差 1 m 以上の部分のみ添付すれば可。	
32	排水施設計画平面図【省令 16 条】			●縮尺 1/500 以上	
33	└ 排水施設に関する計算書			●面積 0.1ha 未満計算不要、0.1ha 以上 0.5ha 未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※2}	
34	└ 排水施設構造図			●縮尺 1/50 以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※2}	
35	給水施設・消防水利計画図【省令 16 条】 ^{※1}			●縮尺 1/500 以上	
36	がけの断面図【省令 16 条】			●縮尺 1/50 以上	
37	擁壁の断面図【省令 16 条】			●縮尺 1/50 以上	
38	└ 構造計算書			▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※2}	
39	公共施設新旧対照図			●縮尺 1/1,000 以上	
40	その他、知事が必要と認める図書【県規則 6 条】 申請者の暴力団員等非該当誓約書【県規則 6 条】			●上記図書以外で、法 33 条、34 条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。 ●盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	
◆別記（立地基準適合の審査）→法 34 条 14 号（群馬県開発審査会提案基準 4）に適合することの審査事項					
※番号 1～10 のすべてに該当すること。（線引き：昭和・平成 年 月 日）					
番号	適否	審査事項			
1		申請地は、次の 1～3 のいずれかに該当すること。			
-1		大規模指定既存集落内			
-2		【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を含む半径 100m の円の区域内におおむね 30 以上の建築物の敷地が存する区域			
-3		【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を含む短辺 100m、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物の敷地が存する区域			
2		申請地が最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m 以上の場合（知事が指定する区域（県規則第 8 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づく指定区域）を除く）は、次のいずれにも該当すること。			
		当該建築計画等において、安全上及び避難上の対策として、建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により想定浸水深（10 cm 単位として、10 cm 未満の値は切上げて適用）以上の高さに居室の床面が設けられるよう、対策が施されること。			
		申請地には「家屋倒壊等氾濫想定区域」が含まれていないこと。			
3		申請者は、次の 1-2 のいずれかに該当すること。			
-1		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住した期間及び通勤した期間が通算 10 年以上ある者			
-2		当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き前から居住している世帯である者の 3 親等以内である者。			
		法人による申請の場合は、上記要件（2-1 又は 2-2）に該当する者が 8 割以上出資していること。			
4		予定建築物は申請者の自己の業務の用に供するものであり、かつその用途は次の 1～5 のいずれかに該当すること。			
-1		工場（産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供するものを除く）			
-2		事務所			
-3		倉庫（産業廃棄物の貯蔵、処理又は加工に供するものを除く）			
-4		店舗（風営法の適用を受けないもの）			
-5		運動・レジャー施設（風営法の適用を受けないもの）			
5		土地利用は、騒音、振動、臭気又は景観等、周囲の環境等に著しく害の及ぶおそれがないこと。			
6		危険物を取り扱う場合は、その取扱いが適正であること。			
7		予定建築物が店舗の場合は、延べ面積が 500 m ² 以下であること。			
8		申請地の面積は、原則として 2,000 m ² 以下であること。			
9		予定建築物の容積率は、原則として 100% 以下であること。			
10		予定建築物の高さは、原則として 10m 以下であること。			
特記事項	□ 現地調査：令和 年 月 日		処理欄	受付	前・太 土木事務所
				付	令和 年 月 日 第 号
				許可	令和 年 月 日
				可	許可番号 第 号

※ 1：自己居住用の場合は、添付不要。（手引第 6 章 1 (2) 参照）

※ 2：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者（代理人）に周知する。

用途変更〔15年適法建物〕建築許可申請審査表

【市街化調整区域内、法42条、法34条12号、条例3条6号、条例4条】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者氏名				申請地	
建築物の用途				手数料	円
農転調整	有・無	4条・5条	月可 月保留	代理人 連絡先	TEL

※群馬県開発行為等の規制に関する規則18条に基づく次の申請書及び添付図書により、都市計画法42条1項ただし書きの規定の適否を審査する。
※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』（以下「手引」と称す）の「第7章 開発行為完了後の手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第7章4『予定建築物等以外の建築等の制限（法第42条）』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		予定建築物以外の建築等許可申請書【県規制規則18条】	●「建築物」「第一種特定工作物」の別、「新築」「改築」「用途の変更」「新設」の別を選択
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載
3		許可を受けようとする理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載
4		付近見取図（都市計画図）	●縮尺1/10,000又は1/20,000、申請地を赤で明示
5		敷地位置・区域図	●縮尺1/2,500以上
6		建物配置図	●縮尺1/500以上。土地利用計画図（敷地境界、道路境界、敷地内外高低差、建築物の位置、最高高さ、がけ及び擁壁の位置、排水施設の種類、排水の流れの方向、放流先の名称を明示）に該当するもの。
7		その他	●開発許可を受けた者以外の者による申請の場合は、権原を証する書面 ●誓約書（知事等が必要と認め指示した場合） ●敷地の規模が1,000㎡以上の場合、[自己居住用]は法第33条第1項第3号を、[自己居住用以外]は法第33条第1項第2号及び第3号に規定する基準について判断できる書類

◆手引第6章1（2）表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
8		従前建築物の経過及び15年間適法使用を示すもの	●「登記事項証明（建物）」や「課税証明」等
9		予定建築物の各階平面図	●既存がある場合、既存建築物も含む
10		予定建築物の立面図	●既存がある場合、既存建築物も含む ▲建築物の高さを土地利用計画図又は敷地現況図、平面図に明示すれば添付不要

◆別記（立地基準適否の審査）→条例3条6号に適合することの審査事項

※番号1～3のすべてに該当すること。（線引き：昭和・平成 年 月 日）

番号	適否	審査事項
1		用途変更対象建築物は、次の1・2のすべてに該当すること。
-1		線引き後に建築確認を受けている建築物
-2		適法に15年間使用されて建築物
2		建築物の規模は、次の1・2のすべてに該当すること。
-1		原則として100%以下であること。（容積率 . %）
-2		原則として10m以下であること。（高さ . m）
3		やむを得ない場合及び用途変更のできる用途の例に該当すること。 （用途の変更を行うことによる周辺への影響等が従前と同程度であり、新たに周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該土地において用途の変更を行うことがやむを得ないと認められる場合で、以下のいずれかの例による。）
-1		【用途変更前】法第29条第1項等の許可を受けるに当たり、特定の個人又は法人に属する要件を満たすことが必要とされるもので当該許可を受けて建築又は用途を変更した建築物 → 【用途変更後】他人が使用する同一用途 又は 使用者を特定しない住宅（一般住宅（分譲住宅は含まない））
-2		【用途変更前】法第29条第1項等の許可を受けた店舗併用住宅 → 【用途変更後】使用者と特定しない住宅（一般住宅（分譲住宅は含まない））
-3		【用途変更前】線引き後に新築された農家住宅 → 【用途変更後】使用者を特定しない住宅（一般住宅（分譲住宅は含まない））
-4		上記3-1～3-3に準じる変更

特記事項	☐ 現地調査：令和 年 月 日	処理欄	付受	前・太 土木事務所 令和 年 月 日 第 号
			可許	令和 年 月 日 許可番号 第 - 号

既存宅地内建物(再開発型を除く)建築許可申請審査表

【市街化調整区域内、法43条、政令36条1項3号ハ、条例3条2号、条例5条】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表(群馬県ホームページ上に公開)する。					
申請者氏名			申請地		
建築物の用途			手数料		
農転調整			代理人		
有・無			連絡先		
4条・5条			TEL		
※都市計画法施行規則34条に基づく次の申請書及び添付図書により、都市計画法施行令36条の各規定の適否を審査する。 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と称す)』の「第5章 市街化調整区域内における建築等の制限」等に基づき作成されているか確認する。					
◆手引第5章5『申請書及び添付書類』を参照					
番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)		
1		建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書【省令34条】	●「建築物」「第一種特定工作物」の別、「新築」「改築」「用途の変更」「新設」の別を選択		
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。		
3		許可を受けようとする理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載		
4		付近見取図(都市計画図)	●縮尺1/10,000又は1/20,000、申請地を赤で明示。		
5		付近見取図	●縮尺1/2,500以上(連たん状況が明らかに適合している場合、カウント表示は不要。ただし、50m前後の場合、敷地間隔を明記)		
6		土地利用計画図【新築・改築の場合】 又は 敷地現況図【用途変更の場合】	●縮尺1/500以上。敷地境界、道路境界、敷地内外高低差、建築物の位置、最高高さ、がけ及び擁壁の位置、排水施設の種類、排水の流れの方向、放流先の名称を明示。		
7		公図の写し	●申請部を赤で囲む		
8		土地登記事項証明書	●申請時に権利効力のあるもの		
9		敷地の求積図(面積 m ²)	●縮尺1/500以上		
10		敷地の現況写真	●既存建物、接道状況を立証するもの(接道状況が明らかな場合は添付不要)		
11		排水先同意書	●排水先管理者の同意書 ▲その他必要な事項欄に記入すれば添付不要		
12		その他	●権原を証する書面 ●排水路その他の排水施設が適当であることを確認できる書類(敷地面積が0.1ha以上の場合には、排水計算(雨水、汚水量計算)書の添付が必要)。 地盤が適正であることを確認できる書類。 許可権者が必要と認めるもの。		
◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇄ 立地基準適否の審査は別記による					
番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲…簡素化に係る説明(平成28年度以降)		
13		線引き前から宅地である旨の証明	●「土地登記簿」や「課税証明」等		
14		連たん状況図	●連たん状況が明らかに適合している場合、カウント表示は任意(縮尺1/2,500以上)		
15		予定建築物の各階平面図	●既存がある場合、既存建築物も含む		
16		予定建築物の立面図	●既存がある場合、既存建築物も含む ▲建築物の高さを土地利用計画図又は敷地現況図、平面図に明示すれば添付不要		
◆別記(立地基準適否の審査)→政令36条1項3号ハ(条例3条2号)に適合することの審査事項					
※番号1～6のすべてに該当すること。(線引き:昭和・平成 年 月 日)					
番号	適否	審査事項			
1		申請地に令第29条の9各号に掲げる区域が含まれていないこと。(令第29条の9第6号(水防法に基づく浸水想定区域)については、知事が指定する区域(県規則第8条の2第2項ただし書の規定に基づく指定区域)を含めることができる。)			
2		申請地は、次の1～4のいずれかに該当すること。			
-1		線引きの際に宅地として土地登記簿に登録されている土地で線引きの日以降も引き続き宅地として土地登記簿に登録されているもの			
-2		線引きの際市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されている土地で線引きの日以降も引き続き市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されているもの			
-3		上記要件(1-1又は1-2)のほか、線引きの際及び線引きの日以降宅地であったと知事が認める土地			
-4		土地改良法に基づく土地改良事業による換地処分が行われた土地で、その換地前の土地が上記要件(1-1、1-2又は1-3)のいずれかに該当するもの			
3		申請地の位置は、既存集落(おおむね50以上の建築物が、当該建築物の存する敷地相互の間隔がおおむね50m以内で連たんする地域)に存する建築物の敷地からおおむね50m以内であること。			
4		予定建築物(既存がある場合、既存建築物を含む)は建築基準法別表第二(ろ)に掲げる建築物であること。(第二種低層住居専用地域内に建築可能であること)			
5		予定建築物(既存がある場合、既存建築物を含む)の規模は、次の1・2のすべてに該当すること。			
-1		原則として100%以下であること。(容積率 . %)			
-2		原則として10m以下であること。(高さ . m)			
6		敷地面積最低限度は、原則として150㎡とする。(一区画あたりの有効宅地面積は150㎡以上であること)			
特記事項	□ 現地調査: 令和 年 月 日		処理欄	付受	前・太 土木事務所
				令和 年 月 日 第 号	
				令和 年 月 日	
				許可番号 第 号	

用途変更〔15年適法建物〕建築許可申請審査表

【市街化調整区域内、法43条、政令36条1項3号ハ、条例3条6号、条例5条】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者氏名				申請地	
建築物の用途				手数料	円
農転調整	有・無	4条・5条	月可 月保留	代理人 連絡先	TEL

※都市計画法施行規則34条に基づく次の申請書及び添付図書により、都市計画法施行令36条の各規定の適否を審査する。
※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』（以下「手引」と称す）の「第5章 市街化調整区域内における建築等の制限」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第5章5『申請書及び添付書類』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書【省令34条】	●「建築物」「第一種特定工作物」の別、「新築」「改築」「用途の変更」「新設」の別を選択
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		許可を受けようとする理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載
4		付近見取図（都市計画図）	●縮尺1/10,000又は1/20,000、申請地を赤で明示。
5		付近見取図	●縮尺1/2,500以上
6		土地利用計画図【新築・改築の場合】 又は 敷地現況図【用途変更の場合】	●縮尺1/500以上。敷地境界、道路境界、敷地内外高低差、建築物の位置、最高高さ、かけ及び擁壁の位置、排水施設の種類の方向、放流先の名称を明示。
7		公図の写し	●申請部を赤で囲む
8		土地登記事項証明書	●申請時に権利効力のあるもの
9		敷地の求積図（面積 m ² ）	●縮尺1/500以上
10		敷地の現況写真	●既存建物、接道状況を立証するもの（接道状況が明らかな場合は添付不要）
11		排水先同意書	●排水先管理者の同意書 ▲その他必要な事項欄に記入すれば添付不要
12		その他	●権原を証する書面 ●排水路その他の排水施設が適当であることを確認できる書類（敷地面積が0.1ha以上の場合には、排水計算（雨水、汚水量計算）書の添付が必要）。 地盤が適正であることを確認できる書類。 許可権者が必要と認めるもの。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇄ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
13		従前建築物の経過及び15年間適法使用を示すもの	●「登記事項証明（建物）」や「課税証明」等
14		予定建築物の各階平面図	●既存がある場合、既存建築物も含む
15		予定建築物の立面図	●既存がある場合、既存建築物も含む ▲建築物の高さを土地利用計画図又は敷地現況図、平面図に明示すれば添付不要

◆別記（立地基準適否の審査）→政令36条1項3号ハ（条例3条6号）に適合することの審査事項

※番号1～3のすべてに該当すること。（繰引き：昭和・平成 年 月 日）

番号	適否	審査事項
1		用途変更対象建築物は、次の1・2のすべてに該当すること。
-1		繰引き後に建築確認を受けている建築物
-2		適法に15年間使用されて建築物
2		建築物の規模は、次の1・2のすべてに該当すること。
-1		原則として100%以下であること。（容積率 . %）
-2		原則として10m以下であること。（高さ . m）
3		やむを得ない場合及び用途変更のできる用途の例に該当すること。 （用途の変更を行うことによる周辺への影響等が従前と同程度であり、新たに周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該土地において用途の変更を行うことがやむを得ないと認められる場合で、以下のいずれかの例による。）
-1		【用途変更前】法第29条第1項等の許可を受けるに当たり、特定の個人又は法人に属する要件を満たすことが必要とされるもので当該許可を受けて建築又は用途を変更した建築物 → 【用途変更後】他人が使用する同一用途 又は 使用者を特定しない住宅（一般住宅（分譲住宅は含まない））
-2		【用途変更前】法第29条第1項等の許可を受けた店舗併用住宅 → 【用途変更後】使用者と特定しない住宅（一般住宅（分譲住宅は含まない））
-3		【用途変更前】繰引き後に新築された農家住宅 → 【用途変更後】使用者を特定しない住宅（一般住宅（分譲住宅は含まない））
-4		上記3-1～3-3に準じる変更

特 記 事 項	☐ 現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄	受 付 許 可	前・太 土木事務所
				令和 年 月 日 第 号
				令和 年 月 日
				許可番号 第 号

開発行為又は建築に関する証明書交付申請審査表

【 省令60条、県規制規則23条1項 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。						
■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。						
申請者氏名		申請地				
建築物の用途		代理人				
証明内容		連絡先		TEL		
番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（※主なもの）			
1		開発行為又は建築に関する証明書交付申請書【県規則23条】	●地番は昇順に記入。建築計画の概要の欄は、建築確認申請書内容と整合すること。「その他必要事項」の欄に、構造、階数、延べ面積、容積率、最高高さ及び証明内容等を記入（別紙でも可）。			
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。			
3		証明を求める理由書	●建築確認申請が目的であること、証明を求めようとする都市計画法の条項（省令60条の規定で定めるものに限る。）、証明内容を具体的に述べる。 ●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入			
4		位置図（都市計画図の写し）	●申請地を赤色で明示			
5		付近見取図	●縮尺 1/2,500 以上（周囲の土地利用状況が確認できれば住宅地図などでもよい。） ●申請地を赤色で明示			
6		配置図	●建築確認申請と同じもの（※建基法に準拠） ●証明を求める開発許可等に適合するか判断出来る記載内容であること。 ●新築、改築又は用途変更における従前の建物の配置、用途、高さ等を明示			
7		土地の地図（公図の写し）	●土地の登記事項証明書と整合するもの ●申請部を赤色で明示			
8		土地及び建物の登記事項証明書	●土地及び建物について、証明を求める内容に応じて添付 ●建物が既に解体されている場合：課税証明、滅失登記事項証明書 ●申請時に権利効力のあるもの			
9		敷地の求積図	●建築確認申請と同じもの（※二項道路の後退部分は除く） ●一団の土地を分割する場合は、全ての区画の求積			
10		敷地の現況写真	●確認申請に係る敷地の全景、2方向以上（対象部分を赤で囲む）			
11		建築物の各階平面図（床面積求積図含む）	●建築確認申請と同じもの ●証明を求める開発許可等に適合するか判断出来る記載内容であること。 ●一団の土地を分割する場合は、全ての区画のもの			
12		建築物の立面図	●建築確認申請と同じもの ●証明を求める開発許可等に適合するか判断出来る記載内容であること。 ●一団の土地を分割する場合は、全ての区画のもの			
13		その他（※下記審査事項に該当する資料）	●上記以外の図書で証明を求める開発許可等に適合するか判断するために必要なもの。			
◆審査事項（都市計画法に適合していることを証する理由に合わせて各々判断）						
※Ⅰ～Ⅳごとに証明する書類を添付すること。（線引き：昭和・平成 年 月 日）						
番号	適否	審査事項				
I		『都市計画法に基づく許可等の取得』により適合している旨を主張する場合、次の1・2・4すべてと必要に応じ3に該当すること。				
-1		許可通知書及び検査済証の写し				
-2		許可時の土地利用計画図の写し				
-3		申請者と許可を受けた者との関係性を示す書類（属人的理由で許可になり、他人が使用する場合に限る）				
-4		法33条に適合することを証するために必要な図書（当初許可の計画に変更がある場合）				
II		『農家住宅』に適合している旨を主張する場合、次の1・2のすべてと必要に応じ3・4に該当すること。				
-1		耕作証明				
-2		申請者と耕作証明を受けた者の関係性を示す書類（戸籍謄本等）				
-3		申請者が申請地の他に農家住宅を有しないことを証する書類（名寄台帳の写し等）				
-4		法34条4号に該当しないことを証する書類（明らかな場合を除く）				
III		『改築・増築の取扱い【市街化調整区域のみの扱い】』に適合している旨を主張する場合、次の1・2のすべてに該当すること。				
-1		既存の宅地を証する書類（土地の登記事項証明書、課税証明、航空写真と公図の重ね等）				
-2		従前の建築物の用途の継続性を証する書類（建物の登記事項証明書、課税証明、建築確認済証の写し等）				
IV		『上記Ⅰ～Ⅲ』以外を理由とする申請の場合				
-1		都市計画法の規定に適合することを証するために必要な図書				
特記事項	□ 現地調査：令和 年 月 日		処理欄	受付	土木事務所	
					令和 年 月 日 第 号	
				交付	令和 年 月 日	
				交付番号	第 号	